

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 : 019-653-0057 (平日午前9時～午後6時まで)

担当者氏名 : 管理者 高橋 由香

*ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 岩手高齢協 居宅支援事業所 たんぼぼ、居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	岩手高齢協 居宅支援事業所 たんぼぼ
所在地	盛岡市茶畑2丁目21-15
介護保険指定番号	居宅介護支援事業所 (0370100968)
サービスを提供する地域	盛岡市、滝沢市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

当事業所の職員体制

職種	員数	勤務体制	業務内容	合計員数
管理者	1名	常勤	運営管理	1名
介護支援専門員	3名	常勤	介護計画等	3名
事務職員	1名	非常勤	介護給付事務	1名

(2) 営業時間

営業日	平日 午前9時00分～午後6時00分
休業日	土曜、日曜、祝祭日、7～9月の3日間、 年末年始12月30日～1月3日は休業

*緊急連絡電話 019-653-0057 or 019-653-5830

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、原則として介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき一律で下記の金額をいただき、当方からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(居宅介護支援費)

要介護1・2 1,086単位 要介護3・4・5 1,411単位

(入院時情報連携加算)

- ア. 入院した日のうち・・・250単位/月（1回まで）
- イ. 入院した日の翌日または翌々日・・・200単位/月（1回まで）

(退院・退所加算)

- ア. カンファレンス参加無しの場合・・・
 - 連携1回 450単位
 - 連携2回 600単位
- イ. カンファレンス参加有りの場合・・・
 - 連携1回 600単位
 - 連携2回 750単位
 - 連携3回 900単位

(特定事業所加算)

初回加算	300単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月
特定事業所加算（A）	114単位/月

(ターミナルケアマネジメント加算)

終末期の利用者に対するケアマネジメント 400単位/月

(通院時情報連携加算)

1月につき50単位を加算（1回）まで

- ・ケアプランを作成する上で医師等に対しケアマネも同席し、利用者の心身状況や生活環境等の情報を提供するとともに、医師等から利用者に対する必要な情報を受けた上でケアプランに記録した場合、月1回を限度として算定。

***緊急時等居宅カンファレンス加算**

利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関や利用者の在宅医療を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅・地域密着型サービスの調整を行った場合。

1回につき200単位を加算（1月2回まで）

***ケアマネジメントの公正中立性の確保(利用実績の説明)**

居宅介護支援の開始に際し、前6か月間の当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護等が位置づけられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業所により提供されたケアプラン数が占める割合等を利用者に説明します。

*看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者死亡によりサービス利用にならなかった場合も基本報酬を算定。

(2) 交通費

交通費は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
- ② 重要事項の説明をいたします。
- ③ サービスの同意をいただいた後に契約を締結しサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
お申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合には双方の通知がなくても、その事由に該当した日の翌月に自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保健施設（介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護療養型医療施設）に入所した場合。または認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入居した場合。
 - ・ 利用者の要介護認定が要支援1、要支援2と認定された場合、包括支援センターに居宅サービス計画作成依頼届が変更になります。ただし、後日要介護1～5に認定された場合、再度、当事業所に戻ることは可能ですのでお申し出ください。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定の区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
お客様やご家族などが当事業者や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 入院となった場合のお願いについて

利用者様が病院、または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名、及び連絡先を当該病院、診療所にお知らせ下さい。

6. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者本位（自己決定の尊重）
 - ・利用者様は複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ② 十分な説明と同意
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ③ 公正中立・即応性・柔軟性
 - ・居宅サービスが特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導、または指示を行いません。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 利用者本位を実践するために、評価項目に利用者のご家族の希望を優先させます。
- ② 介護計画は、十分な説明と同意を大切にします。

(4) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン等
介護支援専門員への研修の実施	有	施設内実施・外部研修随時
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(3)参照
その他		

(5) 虐待の防止について

利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に対する担当・・・福祉部
- ② 虐待防止のための対策を検討する会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針の整備を行います。
- ④ 職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した、もしくは報告を受けた場合は速やかに事実を確認し必要に応じて市町村に通報します。

(6) 感染症防止等

事業所において感染症が発生、または蔓延しないように次に掲げる対策を講じます。

- ① 感染症防止に関する担当・・・福祉部
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ④ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(7) 事業継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅支援の再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、計画に沿って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、事業継続計画を周知するとともに、必要な研修、及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

7. サービス内容に関する相談・苦情・窓口

(1) 当事業所のお客様相談・苦情・窓口

- ・当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当 管理者 高橋 由香 電話：019-653-0057（午前9時～午後6時）

専務理事 村上 修 電話：019-653-5830（午前9時～午後6時）

事業所内苦情対策会議（事業所責任者会議）

※時間外についても24時間常時連絡が可能な体制としております。

(2) その他

当事業所以外に、下記市町村・団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①盛岡市役所（介護保険課） 電話019-626-7562
- ②滝沢市役所（高齢者支援課） 電話019-684-2111
- ③岩手県国民健康保険団体連合会 電話019-623-4325

8. 秘密保持について

- ・事業者及び事業者の職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

9.事故発生時の対応について

- ・利用者に対するサービスで事故が発生した場合には、速やかに事業者は利用者の家族及び市町村等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また事故状況、事故に際して取った処置についての記録をします。

10. 当組織の概要

名称・法人種別 : 岩手県高齢者福祉生活協同組合
代表者役職・氏名 : 理事長 長山 恵子
本部所在地・電話番号 : 岩手県盛岡市茶畑2丁目21-15
電話番号 019-653-5830

事業所数等： 居宅介護支援 1カ所
訪問介護 2カ所（陸前高田 1カ所）
訪問介護（サテライト） 1カ所
通所介護 1カ所（陸前高田）
グループホーム 2カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 020-0822

岩手県盛岡市茶畑2丁目21-15

名称 岩手県高齢者福祉生活協同組合

代表者氏名 長山 恵子

説明者所属 岩手高齢協 居宅支援事業所 たんぽぽ

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印